

笠井小いじめの防止等のための基本的な方針

令和2年4月

浜松市立笠井小学校

1 いじめの防止などのための基本的な考え方

- (1) いじめとは
- (2) いじめの深刻さといじめを生む集団構造
- (3) いじめの防止に向けて

2 いじめの防止などのための対策

- (1) 「笠井小いじめ防止対策委員会」の設置
 - ① 会の目的
 - ② 組織の構成
 - ③ 会の開催
- (2) いじめ防止などのための具体的な方策
 - ① 笠井中学校区人づくり教育推進事業
 - ② 道徳教育などの推進
 - ③ いじめ・人権などについて子供自身が考える場の設定
 - ④ 保護者や地域への啓発
 - ⑤ 関係機関などとの連携
- (3) いじめの早期発見・早期対応のために
 - ① 子供の実態把握
 - ② いじめへの早期対応

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
- (2) 重大事態と思われる事案が発生した場合
 - ① 調査を行うための組織
 - ② 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ③ 調査結果の提供及び報告
 - ④ 相談体制の整備
 - ⑤ 報道への対応
 - ⑥ 調査結果の報告を受けた市長の対応について
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置など

1 いじめの防止などのための基本的な考え方

(1) いじめとは

いじめとは、「学校に在籍する児童等に対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(インターネットを通じて行われるものを含む。)

なお、ここに示すいじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)に、示されたものである。

○ いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- * 訳もなく冷やかしやからかいを受けたり、悪口や脅し文句、本人にとって嫌なことを言われたりする。
- * 仲間はずれにされたり、集団から無視をされたりする。
- * わざと軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- * 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷など嫌なことをされる。

○ 注意すべきことは、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた子供の立場に立つことである。また、いじめには多様な表れがあることを認識して、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、たとえ本人がいじめだと気付いていなくても、その子や周辺の状況などを客観的に確認し、不自然な行為が行われているかいないかについて見取ることが大切である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は関連する子供が入れ替わりながら、その多くが被害者の立場も加害の立場も経験している。しかし、それが「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多数の者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じることにもなりかねない。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけに注目するだけでは十分ではない。学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(秩序の欠如、集団の閉鎖性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめの行為者に暗黙の了解を与える「傍観者」の存在に、厳しく眼を注ぎ、集団全体にいじめを許さない雰囲気醸成し満たすことが肝要である。

(3) いじめの防止に向けて

前文で述べたように、いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為であ

る。しかし、どの学年のどの子にも、また学校の内外どこにおいても起こりうるものであることを前提にし、全校の子供を対象とした対応を考えていくことが必要である。

いじめが起きると、被害者はもちろんのこと、加害者も、周囲にいる人々も深い心の痛手を負い、これ以外にも生涯に渡り多くの損失を避けることはできない。また、いじめが重くなればなるほど、状況は深刻さを増し、その解消は難しくなってしまう。

このような状況を生み出さないために、最も重要なことは、いじめを未然に防止することである。いじめを未然に防止していくためには、いじめが起こらない人間関係を構築することが求められる。

また、地域社会全体で、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめの行為を拒絶する健やかでたくましい子供を育成する努力が必要である。そのために、笠井中学校区人づくり推進協議会や笠井中学校区健全育成会の事業において、子供たちの心を耕し、いじめ防止の事業を計画的に実施するとともに情報の共有化を図り、いじめのない校区づくりを目指したい。

更に、学校だけでなく、自治会や社会福祉協議会・保護司会・敬老会などとの連携を深める中で、地域全体で子供を温かく、時に厳しく見守る関係づくりに邁進したい。

2 いじめ防止のための対策

(1) 「笠井小いじめ防止対策委員会」の設置

本校では、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため学校と地域、家庭が組織的に連携・協働するために「笠井小いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 会の目的

- 専門的な知識及び経験を有する第三者から指導・助言を受けることで、いじめの未然防止や早期対応を図る。
- いじめに関する重大事態が起きたときには、教育委員会が設置する調査組織と連携し、調査活動の取組の一端を担う。

② 組織の構成

- 構成員は、次の者とする。
 - * 学 校…本校職員全員
 - * 地 域…警察経験者(スクールサポーター)、 学校運営協議会委員
 - * 専門家…スクールカウンセラー(本校)、スクールソーシャルワーカー(東区)
- ※ 必要に応じて、児童相談所や医療機関などの外部専門家の参加を求める。

③ 会の開催

- 定例会… 4月、7月、12月、3月に実施する。4月は、年度の構成員の確認、企画立案、情報の収集状況の報告などを行う。7月、12月、3月は、それまでの記録をもとに本校におけるいじめ発生状況や解消状況、継続指導などの情報の共有と新年度に向けての方向性を確認する。
- 臨時会…いじめ発生時、又は、校長が必要だと判断した場合に臨時の会合を持ち、懸案事項について協議する。主な構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター、学年主任、担任とする。

(2) いじめの防止などのための具体的な方策

① 笠井中学校区人づくり教育推進事業

笠井中学校区で目指す子供の姿は「自分らしさを大切にし、自分を取り巻く人や地域に進んでかかわる子」である。子どもたちは大変素直で明るく、誰とでも親しみを持って接し、与えられたことには一生懸命に取り組む。一方、大人の指示で行動する場面が多く、自信を持って自己決定、自己判断することが苦手である。そこで、「命を大切にする教育」を基盤に、自分自身がかけがえのない存在であると子供たちに実感させることで、「自分は大切にされている。」「自分は役に立っている。」等の自己肯定感を高めていく。

また、保護者・地域は学校教育に協力的であり、地域を挙げて「笠井の子」を育てようとする気風がある。このことを生かして、地域に愛着を持ち、自分を取り巻く人や地域に進んでかかわりをもつ子供の育成を図る。

② 道徳教育などの推進

子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。そのために、保護者対象の授業参観会では、それぞれの学級で年に1回は、道徳の授業や人間関係づくりに関わる実践活動を公開する。この取組みの中で、マナー読本「はままつマナー」の有効活用を図るものとする。

③ いじめ・人権などについて子供自身が考える場の設定

心の日や学級活動の時間に、子供自身が日頃感じているいじめ・人権に関わる作文の発表の機会や話し合う場を設定し、子供たちが自身の問題としていじめや人権問題を考えていくための機会とする。また、代表委員会で「学校をよりよくするため」の話し合い活動を行う。

④ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合は、直ちに学校に相談するよう学校だより等で啓発する。学校以外の相談窓口として教育相談支援センター(浜松市いじめ子どもホットライン)、社会福祉課、児童相談所、人権啓発センター、人権擁護委員会や法務局などがあることを周知する。

⑤ 関係機関などとの連携

日頃から、教頭・生徒指導主任を中心に、警察や児童相談所・社会福祉課などの関係機関と連絡を取り合い、情報を共有できるよう配慮する。また、必要に応じて、医療機関や専門機関と連携して、教育相談などを行う。

(3) いじめの防止・早期発見・早期対応のために

① 子供の実態把握

○ 「いじめアンケート」の実施・・・6月・10月・2月

○ 学校生活の中での子供の観察

○ 子供との信頼関係を深める日常的な取組

家庭や地域との連絡を密にし、連絡帳や電話・手紙などによる情報を大切にし、相談を受けた場合には、一つ一つの事案に真摯に対応する。

② いじめへの早期対応

○ 組織・体制

- * 子供のささいな変化に気付いたりトラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童の氏名とともに「集約担当」（いじめ対策コーディネーター）に速やかに伝える。
- * 集約担当は、毎日放課後に、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断する。（組織を招集して検討、2～3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみにとどめる）
- * 集約担当は、仮判断で仕分けを行い、校長の承認を得て、実行に移す。

○ 学校による措置

いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行い、いじめが確認された場合には、教育委員会に報告する。

- * いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には安心できる場を確保し、再発防止に努める。笠井小いじめ防止対策委員会が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

○ いじめを受けた子供への支援

- ・「あなたは悪くない」という、自尊感情を高める支援をする。
- ・担任、学年主任、生徒指導主任を中心に、当該児童の見守りを行う。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え支援する。

○ いじめをした子供への支援、指導

- ・話をよく聞く。
- ・自分のしていることはいじめであると自覚させる。
- ・いじめをやめさせる。
- ・担任、学年主任、生徒指導主任を中心に、当該児童の指導を継続する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え支援する。

- * 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察署と連携してこれに対処する。また、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

○ 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、子供がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、子供の規範意識や道徳心を培うために、子供に対して訓戒や叱責などを加えるものとする。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合を言う。

- * いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子供が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品などに重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- * いじめが原因で子供が相当の期間(年間30日程度)学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間連続して欠席しているとき。
- * 子供や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態と思われる事案が発生した場合

重大事態と思われる事案が発生した場合には、事態の大きさを認識し、個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会に報告するものとする。

報告がなされると、教育委員会は市長に報告し、この事案の調査を行う主体を決定し、調査組織を設けることになる。学校主体(笠井小いじめ防止対策委員会)の調査では、重大事態への対処や発生の防止に必ずしも十分ではないと判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断される場合には、教育委員会が調査を実施し、客観的な事実関係を明らかにすることになる。

調査が入る場合、本校は教育委員会から必要な指導、人的措置も含めた支援を受けるものとする。

① 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、該当事案に関係する調査を行うために、速やかに調査のための組織を設けるが本校においては、笠井小いじめ防止対策委員会をこれに当てる。教育委員会が直接調査を行う際には、調査に、笠井小いじめ防止対策委員会が連携することになる。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰が関わり、どのような状況であったか、いじめを生んだ事情にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることが求められる。

○ いじめを受けた子供からの聴き取りが可能な場合の調査

この場合は、いじめを受けた子供から十分に聴き取るとともに、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うこととする。この際、いじめを受けた子供を守ることを最優先とした調査を実施する。調査に当たっては、事案の重大性を

踏まえて、教育委員会及び関係機関から積極的に支援を受ける。

○ いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合の調査

子供の入院や死亡など、いじめを受けた子供からの聴き取りが不可能な場合は、当該の子供の保護者の要望・意見を十分に聞き取った上で、調査内容について協議した上で、迅速に調査に着手する。調査方法は、在籍している子供や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などとする。

③ 調査結果の提供及び報告

○ いじめに関わった子供及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明する。情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

○ 調査結果の報告

調査結果は、学校が教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告することになる。

④ 相談体制の整備

教育委員会が、在籍する子供及びその保護者並びに教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制を整備するので、学校は子供たちの安定のため、有効に活用できるように積極的に働き掛ける。

⑤ 報道への対応

情報発信・報道対応については、下記の点に配慮し、慎重に行う。

○ 個人情報は、保護者への配慮の上、正確で一貫した情報提供を心掛ける。

○ 初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

○ 自殺については、亡くなった児童などの尊厳の保持や連鎖(後追い)の可能性があることを十分認識した上で、報道に倫理観を持った取材であるよう求めていく。

⑥ 調査結果の報告を受けた市長の対応について

○ 再調査について

重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、再調査を行うことになる。再調査についても、再調査の主体は、いじめに関わった子供及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況など及び調査結果を報告することとする。

○ 再調査を行う機関について

再調査を実施する機関は、条例により浜松市いじめ問題再調査委員会(仮称)となる。この委員には、市長が専門的な知識を有する第三者を任命することになる。なお、当該事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を保つようになる。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置など

市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告することとなる。市長、教育委

員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行うことになる。その内容としては、重大事態への対処そして、同種の事態の発生の防止のために、人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置などの支援等が考えられている。